

奈良県広報担当 VTuber プロモーション業務について、公募型プロポーザル方式により委託業務の受託事業者を選定するので、次のとおり公告します。

令和8年2月24日

奈良県知事 山下 真

## 1 委託業務の概要

### (1) 委託業務名

令和8年度奈良県広報担当 VTuber プロモーション業務

### (2) 委託業務の内容

4の(2)により配布する仕様書のとおり

### (3) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### (4) 契約金額の上限

9,300,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

## 2 応募資格

本業務の企画提案に参加する場合は、次の要件を全て備えていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による会社更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

## 3 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- ① 応募資格の無い者が提案したとき
- ② 所定の期限及び提出先に企画提案書を提出しないとき
- ③ 企画提案募集に対して、2件以上の提案をしたとき
- ④ 企画提案募集に対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき
- ⑤ 提案に関連して談合等の不正行為があったとき
- ⑥ 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- ⑦ その他不正な行為があったとき

#### 4 手続等

##### (1) 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町30  
奈良県総務部知事公室 広報広聴課 デジタル広報係  
電話番号 0742-27-8056  
FAX番号 0742-22-6904

##### (2) 実施要領及び仕様書の配布

令和8年2月24日(火)から同年3月17日(火)正午までの間に、  
インターネットの奈良県広報広聴課ホームページから入手するものとする。

##### (3) 質問の受付

(2)の実施要領に示すところによる。

##### (4) 企画提案参加の申込

(2)の実施要領に示すところによる。

##### (5) 企画提案書の提出

(2)の実施要領に示すところによる。

#### 5 受託者の選定

4の(2)の実施要領に示すところによる。

#### 6 その他

(1) 本公募型プロポーザル方式による受託事業者の選定及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立することを条件とする。

(2) 当該業務に係る令和8年度予算が議決されない場合、本公告に基づく手続き、契約の一切を無効とする。

(3) 本業務の企画提案への参加に係る経費は、応募者の負担とする。

(4) 提出された書類は返却しない。

(5) その他、詳細は4の(2)により配布する実施要領及び仕様書に示すところによる。